

00570

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)

鳥取県公報

◇告示

目

次

漁船損害補償法第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出

漁船損害補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)
第五条第一項の規定により、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十六年一月十日

鳥取県知事 石破二朗

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

鳥取県東伯郡赤崎町大字赤崎

松本 勇
大黒 跳立

2 加入区

右

3 赤崎加入区

3 漁船損害補償法第百十三条第一項の由出をする漁業協同組合の名称

赤崎漁業協同組合

昭和三十六年一月十日から昭和三十六年二月八日ま
で

005
2

昭和三十六年一月十日 火曜日 鳥取県公報(号外)第1号

2 縦覧の場所

赤碕町漁業協同組合事務所

3 漁船損害補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
賀露漁業協同組合

2 縦覧の場所

漁船損害補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)
第五条第一項の規定により、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同

意を求めるための事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十六年一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

鳥取市賀露町

網 師 銀 藏

同 右

網 田 龜 七

2 加入区

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十六年一月十日

鳥取県告示第十三号

漁船損害補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)
第五条第一項の規定により、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同

意を求めるための事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十六年一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

鳥取県岩美郡岩美町大字大谷 前田玄一
同 右 大字岩本 川口沢市

1 発起人の住所及び氏名

3 漁船損害補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大岩漁業協同組合

2 指定漁業調査書の縦覧期間

昭和三十六年一月十日から昭和三十六年二月八日まで

1 縦覧期間

大岩漁業協同組合事務所

昭和三十六年一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

鳥取県岩美郡岩美町大字浦富 三浦文吉
同 右 玉川初雄

1 発起人の住所及び氏名

3 漁船損害補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

浦富漁業協同組合

2 加入区

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 発起人の住所及び氏名

3 漁船損害補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大岩漁業協同組合事務所

2 縦覧期間

鳥取県告示第十四号

昭和三十六年一月十日から昭和三十六年二月八日まで

2. 縦覧の場所

浦富漁業協同組合事務所

3. 酒津加入区

業協同組合の名称
酒津漁業協同組合

鳥取県告示第十五号

漁船損害補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)

第五条第一項の規定により、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十六年一月十日

1. 発起人の住所及び氏名

鳥取県気高郡気高町大字酒津 植島 浩敏
同 右 大磯 武雄

2. 加入区

鳥取県知事 石 破 二朗

鳥取県告示第十六号

漁船損害補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)

第五条第一項の規定により、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十六年一月十日から昭和三十六年二月八日まで

1. 縦覧の場所

酒津第一ノ

2. 縦覧期間

鳥取県気高郡気高町大字酒津公民館

鳥取県告示第十七号

漁船損害補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)

第五条第一項の規定により、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十六年一月十日

1. 届出事項

鳥取県知事 石 破 二朗
鳥取県西伯郡淀江町大字淀江 浅田 利藏
同 右 野引 広義
2. 加入区
淀江加入区
3. 漁船損害補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

鳥取県知事 石 破 二朗

1. 届出事項

鳥取県岩美郡岩美町大字田後 上村 忠彦
同 右 米村 松藏

2. 加入区

昭和三十六年一月十日から昭和三十六年二月八日まで

3. 指定漁船調書の縦覧

1. 縦覧期間

淀江漁業協同組合事務所

2. 縦覧の場所

1. 指定漁船調書の縦覧

田後加入区

2. 加入区

漁船損害補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

田後加入区

3. 指定漁船調書の縦覧

昭和三十六年一月十日から昭和三十六年二月八日まで

1 縦覧期間

昭和三十六年一月十日から昭和三十六年二月八日まで

2 縦覧の場所

田後漁業協同組合事務所

2 加入区

中山加入区

3 漁船損害補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

中山町漁業協同組合

鳥取県告示第十八号

漁船損害補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)

第五条第一項の規定により、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百十二条第一項の規定による同

意を求めるための事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十六年一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 届出事項

発起人の住所及び氏名

鳥取県西伯郡中山町大字御崎 森本広美
同 右 森長栄

2 縦覧の場所

鳥取県告示第十九号

漁船損害補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)

第五条第一項の規定により、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百十二条第一項の規定による同

意を求めるための事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十六年一月十日から昭和三十六年二月八日まで

2 縦覧の場所

中山町漁業協同組合事務所

昭和三十六年一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 届出事項

発起人の住所及び氏名

鳥取県西伯郡中山町大字中尾 柏尾清藏
同 右 大字塩津 高見秀次郎

2 加入区

逢坂加入区

3 指定漁船調書の縦覧

業協同組合の名称

逢坂漁業協同組合

2 縦覧期間

昭和三十六年一月十日から昭和三十六年二月八日まで

2 加入区

東加入区

3 指定漁業調書の縦覧

業協同組合の名称

逢坂漁業協同組合事務所

二 指定漁業調書の縦覧

東漁業協同組合

1 縦覧期間

昭和三十六年一月十日から昭和三十六年二月八日まで

2 縦覧の場所

東漁業協同組合

2 加入区

網代加入区

3 漁船損害補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

網代漁業協同組合

2 縦覧期間

昭和三十六年一月十日から昭和三十六年二月八日まで

2 縦覧の場所

網代漁業協同組合事務所

鳥取県告示第二十一号

漁船損害補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)

第五条第一項の規定により、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百十二条第一項の規定による同

意を求めるための事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十六年一月十日

1 発起人の住所及び氏名

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 届出事項

鳥取県岩美郡岩美町大字網代 浜田光治

川部 一男

昭和四年四月十五日第三種郵便物

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印 刷 所 鳥取県鳥取市栗谷町

[定価] 一部月額一二〇円(配送料共)